

AEDの適正な管理や配置について

平成16年7月に一般住民でもAEDの使用が可能になって以降、AEDの設置が急速に進むとともに、AEDの使用方法を含めた心肺蘇生法の講習会の実施等を通じて、一般住民の間でAEDの存在が定着して参りました。

しかし、近年では、AEDを設置してから数年が経過し、消耗品の交換期限が過ぎてしまっているものや、AED本体の寿命が過ぎてしまう等、使用不能となっているものが一部で見受けられます。

また、公共施設や商業施設等を中心にAEDの設置が進んで参りましたが、夜間や休日等に使用できない場所への設置が多いことや、公共施設が近くにない地域が未設置となっている等の課題があります。

そこで、いざという時にAEDが使えるようにするため、消防機関、医療機関、行政機関で組織される本協議会において、AEDの適正な管理及び配置について、改めて検討を行いました。

つきましては、次の内容をご確認の上、適正な管理及び配置に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 AEDの管理について

AEDを設置済みの施設では、次のことに留意し、改めて適正な管理について御協力を
お願いいたします。

- ・日常点検（AEDが正常に動くかどうか分かるランプ等の表示の確認）
 - ・消耗品の交換（電極パッド及びバッテリーの寿命を確認）
 - ・AED本体の寿命前の交換（耐用年数の確認）
- ※リース契約等により、管理を専門の事業者へ委託する方法も有効。

2 AEDの配置について

次のような場所への配置を推奨しますので、各関係機関または関係団体の御協力を
お願いいたします。

- ・公共施設が近くにない地域の民間施設
- ・24時間365日営業している店舗（コンビニエンスストア、飲食店等）
- ・山間部等の市街地から離れた場所にある施設（自治会の集会所、消防団詰所等）
- ・人が集まる等、AEDを使用する事案が発生する確率の高い場所
（遊興施設、レジャー施設、食料品店、ショッピングセンター等）
- ・人や物の流通に合わせた配置（宅配事業者や移動販売事業者の配達車両等）